

平成 23 年 3 月 22 日

経済産業大臣
海江田 万 里 殿

全国商工会連合会
会長 石 澤 義 文

東北地方太平洋沖地震の災害支援等に関する第 1 次要望

去る 3 月 11 日午後、宮城県三陸沖を震源地とする地震により、東北・北海道はもとより、関東各県においても深刻な被害が生じており、特に被災地域の中小・小規模企業の経済活動は停止状態にあります。

つきましては、一日も早く地域の中小・小規模企業が復興し、我が国経済の復興に寄与できるよう、以下の項目につきまして、最優先でお取組みいただくよう要望申し上げます。

記

1. 被災地のライフラインの早期復旧
 - (1) 情報通信機能の回復
 - (2) ガソリン、灯油不足等の解消
 - (3) 物資輸送路の開通
2. 災害復旧に係る補正予算の早期成立及び執行
 - (1) 小規模事業者支援に必要な物資及び活動拠点の整備に対する支援
 - (2) 特に大きな被害を受けている県に対しては、中小・小規模企業対策については従前の国と県の役割分担を抜本的に見直し、今回のような大規模災害時には国が前面に立って中小・小規模事業者支援に必要な予算措置を講ずるなど復興に向けた強力な支援をお願いする
3. 金融対策のより一層の充実
 - (1) 金融円滑化法を延長するための法案の本年度内早期成立
 - (2) 設備資金や転業支援資金など、災害復興に必要な資金の更なる充実
 - (3) 震災の影響により決済不能となった債務の猶予などの特例措置
4. 計画停電については中小・小規模企業の経営活動に対する影響を最小限とするため、十分な余裕を持って徹底した事前広報活動を実施する
5. 全国連が募集する義援金を特定寄付金と見なし、控除可能とする